

報告

国の転覆を画策した罪 —金柄憲氏拘束・起訴の経緯について

A Crime of Planning to Overthrow the Government
— Details on Mr. Kim Byungheon's Detention and Prosecution

朴 舜鍾 (ペン・アンド・マイク客員記者)
BAK Sunjong

◇「慰安婦像」への道のり

2024年12月、韓国で起こった政変—12・3非常戒厳は、尹錫悦大統領の敗北という結果となり、二回目の現職の大統領への弾劾訴追は、韓国・憲法裁判所で受け入れられた。その直後に実施された大統領選挙で、前回の大統領選挙で落選した共に民主党の元代表の李在明氏が、堂々と当選するということになった。

そのころ、ソウル・鍾路区の旧・在大韓民国日本国大使館前の慰安婦像の辺りでは、いわゆる「慰安婦運動」を進めてきた左翼系市民団体の正義記憶連帯に大きなショックを与える事件が発生した。2020年に結成され、毎週水曜日に正義記憶連帯主導のいわゆる「水曜デモ」への対抗集会を開催、在ソウル日本国大使館前の慰安婦像の撤去と「水曜デモ」の中断などを要求するなどの活動を展開してきた市民団体の「慰安婦法廃止国民行動」が、「慰安婦像」のすぐ前の空間を占拠する形で、「対抗集会」を開催したのである。

歴史研究家の金柄憲氏を代表とする同団体のメンバーらは、2020年4月ごろから、「慰安婦像」の前で集会を開催しようとしてきたが、「慰安婦像」の前での場所取りで数年間も「正義記憶連帯」に対し優先権を確保してきたにもかかわらず、警察による巧妙な妨害工作によって、「慰安婦像」の前での集会開催はできない状況が続いていた。しかし、2024年に本格化した、いわゆる従北（主体思想派）政党の「民衆民主党」党員らへの国家保安法違反捜査の結果として、同政党党員多数からなる左翼青年団体で、2016年の春から「慰安婦像」の傍に陣取って「少女像護衛」を自負してきた「反日行動」が、2025年7月になって、ようやく「少女像からの撤退」を宣言したのである。「反日行動」との衝突の恐れがある、といった理屈で「慰安婦法廃止国民行動」の「慰安婦像」の前での集会開催を禁止してきた警察にしても、その名分ゆえに、「反日行動」の撤退という状況の変化を前にしては、「慰安婦法廃止国民行動」の集会開催を止める術は流石になかった。

2011年12月、当時としては、何ら法律的根拠なしで、勝手に建てられた「慰安婦像」は、日韓関係において最大の懸案事項であり、日本を貶める象徴であるが、「慰安婦法廃止国民行動」が慰安婦像前集会を催した2025年7月23日、「慰安婦像」には日の丸が掲揚され、君が代が響き渡った。その当日、当時「正義記憶連帯」の理事長の韓国・中央大学社会科学教授の李娜英氏は、「極右の妄動をいつまで放っておくつもりか」と、自分らの「30年闘争」の象徴的な場所である「慰安婦像」を乗っ取られた怒りの気持ちを込めて声を上げた。

「慰安婦法廃止国民行動」による「慰安婦像」占拠は、2026年1月の末ごろまで続いた—ある事件が起こる前まで。

◇金柄憲氏拘束事態のタイムライン

2019年	11月	31日	「反日銅像真実究明共同対策委員会」、ソウル鍾路警察署に初めての「対抗集会」を届ける
	12月	4日	上委員会、警察に騙されて、「対抗集会」は取り消し、「対抗記者会見」を開催
	12月	11日	李宇衍氏が一人デモを開始
2020年			「慰安婦法廃止国民行動」結成
	5月	7日	李容洙氏による2回目の記者会見
	5月	25日	李容洙氏による3回目の記者会見
	6月	24日	「反日行動」のメンバーらが「慰安婦像」に体を縛りつける方法で座り込みを開始 市民団体「自由連帯」が「慰安婦像」の前で、尹美香氏への処罰を求める集会を開催
	7月	3日	ソウル市鍾路区、「コロナ禍」対策を口実に、「慰安婦像」の前での全ての集会（集合行為）を禁止する行政命令を発動
2021年	11月	1日	上行政命令が解除される
2024年	2月		慰安婦像撤去要求のためのマスク・チャレンジ開始
2025年	5月	28日	慶尚北道浦項市にある元慰安婦朴弼根氏の自宅の前で、「慰安婦法廃止国民行動」のメンバーらが抗議デモを開催、慰安婦らの証言の問題点を指摘
	7月	19日	「反日行動」、「慰安婦像」から撤退
	7月	23日	「慰安婦法廃止国民行動」のメンバーら、「慰安婦像」の前で初の集会を開催
	10月	22日	ソウル・舞鶴女子高等学校の前での「慰安婦像」撤去要求集会の開催予告に対し、ソウル教育庁（日本の教育委員会に相当）が声明を出し、「慰安婦法廃止国民行動」に向けて「集会の中断」を訴える
	10月	30日	警察、「慰安婦法廃止国民行動」による、瑞草女子高校、舞鶴女子高校の前での集会の開催を阻止
	10月	31日	警察、「慰安婦法廃止国民行動」による、慶尚北道陽山図書館の前での集会の開催を阻止
	12月	29日	金柄憲氏ら、瑞草女子高校、舞鶴女子高校の前で、両高校の校庭に設置されている慰安婦像の撤去を求める旨のプラカードを掲げて記念写真を撮影（それぞれ7分、3分間）
	12月	29日	ソウル瑞草警察署、上記記念写真撮影行為について、立件前調査（内査）を開始—違法集会開催の疑い

2026年	1月	5日	中央日報、金柄憲氏らが2024年9月に陽山図書館の前で記念写真の撮影を行なった件について、警察の捜査が進んでいる旨報道—電子版
	1月	6日	李在明大統領、Xに上記中央日報の報道を転載し、「愚かな死者名誉棄損」と、金柄憲氏を名指しで非難（1回目）
	1月	9日	鄭根植ソウル市教育監（教育委員長に相当）が金柄憲氏を死者名誉棄損罪および児童福祉法違反などの疑いで刑事告発
	1月	19日	警察、金柄憲氏のソウル市内所在の自宅を対象に家宅捜索を実施し、プラカードなど集会用品200点を押収
	2月	1日	「人面獣心」「社会から隔離する必要あり」と、Xへの投稿で、李在明大統領が金柄憲氏を名指しで非難（2回目）
	2月	3日	ソウル瑞草警察署、金柄憲氏への被疑者調査を実施（1回目） 金柄憲氏が李在明大統領を侮辱罪で告訴
	2月	14日	ソウル瑞草警察署、金柄憲氏への被疑者調査を実施（2回目）
	3月	18日	ソウル中央地方検察庁、金柄憲氏への拘束令状をソウル中央地方裁判所に請求
	3月	20日	ソウル中央地方裁判所、拘束令状を発付 金柄憲氏、ソウル拘置所に留置される
	3月	25日	ソウル中央地方裁判所、金柄憲氏による拘束適否審査請求を棄却し、拘束状態を維持することに
	4月	13日	ソウル中央地方検察庁、金柄憲氏を起訴
	5月	22日	金柄憲氏事件、初の公判
	6月	16日	保釈を申請
	6月	19日	金柄憲氏事件、第二回目の公判
	7月	7日	保釈が棄却される
	7月	10日	金柄憲氏事件、第三回目の公判
	8月	14日	金柄憲氏事件、第四回目の公判 姜ギョンラン正義記憶連帯事務 総長証人尋問

◇現職の大統領による捜査指揮

「人の皮を被って獣のような心をしている人のことを人面獣心という」

李在明大統領は、京畿道・城南市の市長を務めていたころから、すでにソーシャル・メディアを使っての大衆コミュニケーションを行なってきた。金柄憲氏らによる「慰安婦像」占拠は、自称革新系によっては辛い事件であったに間違いないし、そのような事態が半年間も続くと、これはやはり我慢できなかったのであろう。

元慰安婦を名乗る李容洙氏による、2020年4月から同年5月にかけて、3回の記者会見を機に、上述の「自由連帯」をはじめ、右翼市民団体は、「正義記憶連帯」や「反日行動」を追い出し、「慰安婦像」を占拠しようとしてきた。その理由は、「慰安婦像」に与えられ

た象徴性のためである。さすがに彼らにとっては、悪名高き銅像が設置された場所は、宮澤喜一総理大臣（当時）の訪韓を契機に、1992年1月8日、第1回目の「水曜デモ」が開催された場所であり、日本政府による公式な謝罪を求めている30年間の「思い出」が込められた集団記憶の聖地なのである。右翼側もそのことを知って、その「象徴」を踏み潰すことにより、彼らの運動を弱体化させ、内部からの挫折感を引き起こし、分裂させ、最終的には、「慰安婦運動」それ自体を終息させるところにその目的があった。

結局のところ、「慰安婦法廃止国民行動」への現職の大統領による口頭介入という事態を招いた。韓国では、今となっては、マスメディアなどで、軍人政治家が主となった、朴正熙・全斗煥・盧泰愚政権時代のことについて、「軍部政権時代」ないし「権威主義政権時代」などという呼び方をしている。

そもそも、共和国の国家元首たる大統領は、個別の刑事事件に口を出さないことを原則とする。なぜならば、大統領は法務部長官（法務大臣に相当）を通じては検察の捜査事務を、内務部長官（内務大臣に相当）を通じては警察の捜査事務を統括するために、

一国の最高権力者たる大統領が、個別の事件に対して、ああだ、こうだ、と言って、直に介入してしまうと、捜査事務の直接担当者らは、大統領に忖度し、正しい捜査結果が出せなくなり、結果的には事件の関係者らの人権が保護されなくなるからである。大統領による個別事件への介入は、前述の「権威主義政権時代」に、稀ではあるが、行なわれていた。

現職の大統領が個別事件に直接口を出した事件で一番有名なのは、おそらく全斗煥大統領（在任期間は1980年8月27日から1988年2月24日まで）が「李潤相君誘拐殺人事件」でその犯人に対して発した警告のメッセージであろう。

3歳のころ小児麻痺を患って体が不自由であった中学生の李君の失踪が確認されたのは1980年11月13日。犯人は、李君の親に電話をかけ、子供の誘拐事実を知らせ、日本への密航資金4千万ウォンを要求し、警察に届ければ子供を殺す、と伝えてきた。犯人には1千万ウォンの懸賞金がかかけられたが、事件が長期化すると、当時のマスメディアで大いに注目されるようになり、1981年2月27日、全斗煥大統領は、対国民特別談話で犯人へのメッセージを出すこと



이재명 @Jaemyung_Lee · 5시
 <얼굴은 사람인데 마음은 짐승-인연수심>
 전쟁범죄 성노예 피해자를 매춘부라니, 대한민국인이라면
 아니 사람이라면 이럴 수 없는 것입니다.

역지로 전쟁터에 끌려가 죽임의 공포속에서 매일 수십차례 성폭행 당하고 급기야 학살당하기까지 한 그들의 고통에 사람의 탈을 쓰고 어찌 그리 잔인할 수 있습니까?

그 억울한 전쟁범죄 피해자들을 동정하지는 못할망정, 수년간 전국을 쏘다니며 매춘부라 모욕하는 그 열성과 비용, 시간은 어디서 난 것일까요?

표현의 자유라..
 자유도 한계가 있습니다. 내 자유만큼 타인의 자유도 있고 함께 사는 세상 공동체에는 지켜야 할 질서와 도덕 법률도 있습니다.

나의 권리에는 타인의 권리를 존중할 의무도 같은 무게로 붙어 있습니다.

사람 세상에는 사람이 살아야 합니다. 사람 사는 세상을 위해서 사람을 해치는 짐승은 사람으로 만들든지 격리해야 합니다.

열심히 일하는 경찰에게 격려와 응원 보냅니다.

경찰, '위안부 모욕' 단체에 "표현의 자유 명백히 일탈"
 v.daum.net/v/202602010503...

<어린 열백전...사자명예훼손입니다.>
 [단독] '위안부는 매춘부'...전국 돌며 '소녀상 모욕 철폐' 발언 중



[단독]경찰, '위안부 모욕' 단체에 "표현의 자유 명백히 일..."

출처: v.daum.net

215 1491 3741 15만

2026年2月1日の李在明大統領の2回目の投稿、訳文は本文末尾にある。

で、事件に直接介入した。

談話で全大統領は捜査機関に対し、李君を取り戻すように指示する一方、その犯人に対しては、「李君が生還すればお前を生かしてやるが、もし李君が死んでいたらお前も死ぬことになる」と、殺気を込めての警告を発し、第5共和国が成立する1981年3月3日までに自首するように勧告した。李君誘拐殺人事件の犯人は、李君が通っていた中学校の体育教師を務めていた朱永炯氏（1953年生まれ）と判明。ソウル大学体育学部（ソウル大学体育教育科）出身で、陸軍将校（中尉）をも経験している朱氏は、ソウル市内の私立大学の慶熙大学大学院で修士の学位を取得していた。彼は逮捕され、1981年11月29日、犯行を自白した。李君は、誘拐された当日に殺害されていることも、のちに分かった。1982年11月23日、韓国・大法院（最高裁判所に相当）で朱氏の死刑判決が確定され、翌年の7月9日、ソウル拘置所（旧・西大門刑務所）にて朱氏への死刑が執行された。

全大統領はなぜ李君事件に直接介入したのであろうか。1979年10月26日、朴正熙大統領暗殺事件で政変が起こり、朴大統領暗殺事件にかかわったとされていた当時の陸軍参謀総長（陸上幕僚長に相当）兼戒厳司令官の鄭昇和・大将逮捕作戦（いわゆる12・12事態）を主導し、翌年の5月、全羅南道光州で起こった騒擾事態（のちに「光州民主化抗争」として評価されるようになる）を鎮圧するなど、一連の国の難局を収めて、とうとう大統領になった全斗煥氏としては、政権の正統性と統治の正当性を確立する必要があった。今日の韓国の大統領選挙は、1987年の改憲により、普通選挙による直接選挙制で行なわれているが、全氏選挙の場合、「統一主体国民会議」という限られた選挙者たちによる間接選挙制で行なわれたために、全氏としては、国民に対しその正当性をアピールしたいと思っているところに、李君誘拐事件が起こったのであろう。結論をいうと、全大統領の対国民談話を通じた個別事件への直接介入は、国の秩序を治める最終的な権限が自らに在るということ、そして国民の生活上の安全の確保のために政権として尽力していくことを対内的に宣布するといった、政治的目的のもとで行なわれたものとして理解できよう。

李在明大統領が「慰安婦法廃止国民行動」による「慰安婦像」占拠局面で口頭介入したのも、当然のことながら、政治的な目的があると考えれば良い。大統領就任以降、李大統領または李在明政権関係者らは、数年間も続く右翼市民団体による「慰安婦運動」への攻撃ぶりに持ちこたえられず、権力を動員してでも状況を変えてくれるよう、それで「慰安婦運動」が続けられるよう、執拗に申し込んできたと思われる。李大統領としても、在ソウル日本国大使館前での状況などの報告を受け、自分自身の支持グループに力をつけさせる政治的必要性を切に感じたのであろう。そのために、国の最高権力者が一介の市民に過ぎない金柄憲氏を名指しで非難するといった、「権威主義政権」ではない「民主政権」の大統領として、あるまじき「介入」を決行したのであろう。逆に考えれば、彼らの「慰安婦運動」は、仲間の最高権力者の介入なしでは持続できないほど、生きるか死ぬかの瀬戸際であったのであろう。10人足らずの国士が、歴史を盾にして権力化した巨大組織を、極限まで追いつめていたことに脱帽するしかない。

とにかく、のちに、李大統領の「介入」は、法律によって裁かれる可能性も排除できない。北朝鮮への現金送金問題などで、裁判を受けていた途中で大統領になってしまった李大統領であるが、金柄憲氏らへの介入事件も彼の犯罪目録に書き足されるであろう。

なぜならば、現代の韓国において大統領による具体的な個別の事件への捜査指揮は、厳然たる不法であり、かつ犯罪であるためである。その理由は、上述したように、国の最高権力者たるものの介入は、実績主義を刺激し、それ自体で捜査への歪みを生み、憲法によって保障される無罪推定原則は否定され、事件関係者への人権侵害は必然の所産となるためである。

そのために、韓国の検察庁法は、刑事事件においての捜査指揮は法務部長官を経由するように規定し、法務部長官も具体的な個別事件においての捜査指揮は、検察総長（検事総長に相当）を経由しなければならない。

検察庁法

第8条（法務部長官の指揮・監督）

法務部長官は検察事務の最高監督者であり、一般的に検事を指揮および監督し、具体的な事件においては、検察総長のみを指揮し、監督する。

李大統領は、金柄憲氏を公開非難する一方で、ソーシャル・メディアを通じて、金氏への警察の捜査過程に関する新聞報道をシェア、警察を励ました。李大統領が行なった一連の発言は、言うまでもなく大統領による直接捜査指揮であるとしか考えられず、権限乱用の犯罪である。

上述の全斗煥政権時代に起こった李君誘拐殺人事件の例でも、警察による人権蹂躪^{じゅうりん}があったことがのちに分かった。当時警察は李君の隣に住んでいた肉屋の経営主を令状なしで逮捕、拷問をして、偽りの自白を引き出した。拷問被害者は片目が見えなくなり、さらに一生トラウマに悩まされてきた。被害者は国家を相手に民事訴訟を起こし、2026年1月14日に、第1審で勝訴を収めている。被告のソウル麻浦警察署は、法務部の業務指揮を受け、控訴を諦めた。被害者の提訴に先立ち、大統領直属の真実和解委員会は、2024年、当該事件の被害者への逮捕および拘禁が適正手続き違反で不法であったことを認め、被害回復のための措置を取るよう、警察に勧告している。

ここで指摘しておきたいことは、同じようなことが今、金柄憲氏の事件でも起こっているという事実である。つまり、国家機関というものは、その本質上、良心を欠いており、反省を知らず、同じ過ちを繰り返すもので、不断の監視と積極的抵抗が自由市民に要求されるという不変の真理が、改めて確認されているのである。それでは、金氏事件では、どういうことが起こっているのか。

◇拘束の必要性が認められる、という詭弁

日本では、「玉ねぎ男」というあだ名で呼ばれている、曹国・元法務部長官（元ソウル大学法学部教授）が、子女の不正大学進学に関与した疑いなどで在宅起訴された事件で、2023年2月3日、曹氏は第1審で懲役2年の実刑判決を言い渡された。ただし、裁判所は、曹氏の社会的地位を踏まえ、また防御権の保障のためといった理由をつけて、曹氏の拘束は命じなかった。2024年2月の控訴審判決でも、曹氏は同じ理由で拘束を免れた。曹氏への懲役刑が執行されたのは、韓国の大法院（最高裁判所に相当）が原審の判決を確定し

た(2024年12月12日)後である。

2026年3月20日にソウル中央地方法院(裁判所に相当)で行なわれた金柄憲氏への拘束令状審査で、令状専担の判事は、金氏の拘束を決定した。韓国の刑事司法体系において、拘束とは「拘引」(対象人物を裁判所に来るように強制すること)と「拘禁」(対象人物を刑務所や拘置所などに閉じ込めること)を合わせた概念である。金氏の場合は「拘禁」に当たる。裁判所は、犯罪の相当性が認められた上で、住居不定、証拠隠滅の恐れ、逃走や逃亡の恐れ、のうちのどれかが認められる場合は、対象人物に対し、拘束令状を発付することができる。

韓国では拘束令状の請求権は、検察のみに与えられている。1990年代半ばまで、裁判所は検察による拘束令状請求に対して、被請求人に弁明の機会を与えずに、書類審査だけで機械的にその令状を発付してきたが、それでは韓国の憲法上の無罪推定の原則が損なわれるという批判が相次ぎ、1995年の刑事訴訟法の改定により、1997年1月1日をもって「令状実質審査」²という制度が新たに導入された。これは、裁判所は検事の拘束令状を実質的に審査すべきであるという趣旨³で、検事による拘束令状の請求がある場合は、ただちにその対象者を尋問するよう、裁判所に義務付ける制度である。

刑事訴訟法

第201条の2(拘束令状の請求と被疑者尋問)

- ① 第200条の2・第200条の3または第212条によって逮捕された被疑者に対し、その拘束令状の請求を受けた判事は、遅滞することなく被疑者を尋問しなければならない。この場合、特別の事情がない限り、拘束令状の請求日の翌日までは尋問しなければならない。

ソウル瑞草警察署は、金氏事件の送検に先立ち、検察に金氏への拘束令状を申請、検察は警察の申請を受け、裁判所に金氏への拘束令状を請求した。それに対し、金氏は裁判所にて、ソウル市内に自宅がある点(住居不定を否認)、警察の捜査に積極的に協力してきた点(証拠隠滅の恐れを否定)、すでに法務部による出国禁止措置が行なわれていて、逃亡することが不可能である点を挙げ、拘束の必要性がないと抗弁した。

しかし、金氏への拘束実質審査を担当した判事は、「逃走・逃亡の恐れが認められる」という理由で金氏への拘束令状の発付を決めた。メディアの報道によると、当の判事は、金氏の犯罪の相当性については言及しなかった。このことから推定できる点は、金氏の拘束を決定した判事は、内心では金氏の犯罪の相当性を認めることができなかったが、国の最高権力者たる大統領が関心を寄せた事件でもあり、また「慰安婦問題」という、韓国ではいまだに「聖域」として忌まれている領域へ足を踏み込んだ金氏の拘束を認めない場合、自分にも社会的非難が向けられるので、それを避けたかった、ということである。

韓国の裁判所は、いわゆる「防衛権の保障」を理由に、第1審の社会的著名人物の元法務部長官の曹氏の拘束を認めなかった前例に反して、金柄憲氏に対しては特別の事情がないにもかかわらず、「犯罪の相当性」に触れずに、単に「逃亡の恐れ」を理由に拘束を認めた。一歴史学者としての金柄憲氏の主張によれば、「確信犯」である自身への拘束を簡単に決めてしまった韓国の裁判所の決定から、韓国という国がどれだけ不公平で、韓国

の憲法の定めるところの「法の前の平等」が、権力有無如何で、どれだけ簡単に無視されているかが分かる。

◇「検事の客観義務」とは何か

韓国では、以前からいわゆる革新系を中心に議論されてきた「検察改革」が、文在寅政権の成立とともに本格化してきている。特に、共に民主党が国会議席の絶対多数を占めている中で李在明政権が成立し、韓国の建国とともに刑事司法の主軸を担ってきた検察庁は、2026年10月をもって完全に解体される。

「検察改革」、つまり「検察解体」はなぜ進められてきたのか。マルクス・レーニン主義や主体思想などに頼り、若い頃に反体制運動を経験している今の韓国の革新系の政治家は、検察への反感をもっている。また、検察には自主的な犯罪情報収集能力に加えて捜査・起訴機能まで与えられており、常に腐敗犯罪に誘惑されている政治家にとって、検察という存在は目の敵でしかない。

しかし、「検察解体」には検察の責任がないわけではない。数多くの検事は自分に与えられた権力を使って、数多くの政治家と結託し、政治的な事件などで無辜の人への捜査を進め、「無罪」になっても構わないかのようにもっぱら人を苦しめる目的のもと、裁判にかけるといふ手法を駆使してきた。そのような事件の捜査を担当した検事が、姿を変えて堂々政界入りしたケースも多々ある。政治関係の事件ではないが、2002年10月には、ソウル中央地方検察庁で殺人事件の容疑で調査をうけていた男性が、検察捜査官に殴られて亡くなる事件が起こったりもした。韓国の検察庁法は、検事に「公益の代表者」という地位を与えているが、検察はその任務をまるで忘却しているかのような行為を繰り返してきたのである。現職の大統領が自ら関心を示した金氏事件でも、同じことが発生している。

金氏の弁護人は、「慰安婦問題」関係の資料を調査する過程で、金氏への告訴状を出している元慰安婦被害者（であると自分は主張している）李容洙氏に関する女性家族部（李在明政権成立後「性平等家族部」へと改称）の文献で、李氏が「強制連行」の被害者ではなく、「就職詐欺」の被害者とされていることが分かった。すでに知られていることではあるが、李氏は「慰安婦」被害者を名乗り始めてから、その証言の詳細を何回か変えている。1992年の証言で李氏は、国民服姿の男に革の靴とワンピースをもらって、その男について台湾まで行ったと言っているが（上文献でいう「就職詐欺」）、のちに2007年、米下院で行われた「日本軍慰安婦問題公聴会」では、「日本軍の兵士たちが夜中に家を襲ってきて、無理やり連れていかれた」と声を上げている。もしその主張が事実ならば、一生にわたって衝撃を与えていたはずの「慰安婦」経験について、その経緯についての証言がばらばらになってしまう。だから、その証言の内容は「嘘」としか考えられない。

金氏はここ6年間、一貫して『慰安婦被害者支援法』は『慰安婦被害者』を『日帝⁴によって強制動員され、慰安婦としての生活を強要された被害者』と定義づけているが、慰安婦は売春業者の募集対象であって、国家による動員対象でなかったために、法律上の定義に符合する『被害者』は存在しないと主張してきた。

ちなみに、「慰安婦」運動家陣営はその間、日本軍による強制連行（狭義の強制）の証拠

を熱心に探してきたが、結局のところ、その努力は報われなかった。その代わりに、彼らは「広義の強制」という概念を作り出し、直接的に連れていかれていなくても、職業選択の機会が当時の女性に十分に与えられていなかったりするなど、当時の社会的雰囲気が女性に対して抑圧的であったことから、慰安婦にならざるを得なかったケースをも「強制」の範疇に入れるべきであるという論理を提示した。要するに、「慰安婦」という存在は「資本主義を採用した男性中心の帝国主義の被害者」である、という理屈⁵である。それに対し、金氏は、法律上の被害者定義を狭義として捉えてきた。

金氏の弁護人は、金氏の主張を意見書に書き込み、女性家族部文献などを証拠として添付して、3回にわたって検察に提出した。しかし、いざ裁判となって、検察が裁判所に提出した証拠目録を確認すると、弁護人提出の意見書が一切出されていないことが分かった。

韓国の最高裁判所は、「検事の客観義務」についてこう説いている。「検事は、公益の代表者として、犯罪の捜査、公訴の提起およびその維持に必要な事項、また裁判所への法令の正当な適用の請求などの職務を行ない、その権限を持つ。検事は、その職務随行において、憲法と法律に従い、国民の人権を保護し、適正手続きを遵守し、与えられた権限を乱用してはならない。なお、『刑事訴訟法』が、検事に被告人のために再審を請求するようにしており、検事は、被告人の利益のために上訴することができるという点に照らし、検事は、公益の代表者として、実体的真実に立脚した国家の刑罰権の実現のために公訴の提起および維持する義務のみならず、その過程で被告人の正当なる利益を擁護する義務をも負い、それがゆえに検事は捜査および公判の過程で、被告人に有利な証拠を発見した場合には、被告人のためにこれを裁判所に提出しなければならない。」

金氏事件の被害者とされた李氏が、日本軍によって強制的に連れていかれていない事実を裏付ける政府機関の文献は、当然のことながら、金氏に有利な証拠となり、上記の韓国・最高裁判所の法理によって、検事は、これを裁判所に提出しなければならない。しかし、検察は、金氏の有罪判決を引き出す上で不利な証拠を隠したのである。「検事の客観義務」違反に間違いない。この件は、のちに国家賠償対象になりかねない。

◇「独島はこの国の領土ですか」

最後に、警察の捜査過程で確認された人権侵害事例を簡単に記しておこう。

まず、ソウル瑞草警察署は、金氏への2回目の被疑者調査で、金氏に「独島⁶はこの国の領土ですか」と訊いた。金氏は、ソウル市内の舞鶴女子高等学校と瑞草高等学校の前で、わずか3分間と7分間、「学生に売春教育か、慰安婦像を撤去しろ」という旨のプラカードを手にもって、記念写真を撮影する方法で違法な集会を開いた疑いなどで調査を受けていたことから、「竹島領有権問題」は金氏事件と無関係である。

警察の質問に対し、金氏は「事件と無関係な質問はしないでください」といって、黙秘権を行使したが、それに対し警察捜査官は、「ほら、見ろよ。独島がどちらの国の領土だか答えられないではありませんか」と、金氏を誹謗するような発言をしている。「竹島」についての捜査官の質問は、金氏に憲法上保障されている良心の自由を侵害する人権侵害に当たる。

金氏は、また、2025年に亡くなった元慰安婦（主張）の吉元玉氏への死者名誉棄損罪でも起訴されている。韓国の刑法で死者名誉棄損罪は親告罪として定められており、被害者遺家族の告訴なしには、その捜査の開始が不可能である。しかし、警察は、革新系のソウル市教育監の告発を受け、金氏の吉氏への「死者名誉棄損罪」の捜査を開始し、のちに吉氏の養子の妻（法律上の嫁）の告訴状を受け付けている。適正手続きによらない明白な違法捜査であり、韓国の裁判所は最近適正手続きを遵守していない捜査・起訴に対し、すべて「公訴棄却」の判決を下している。

それから気になるのは、金氏の児童福祉法違反の疑いであるが、これは、2025年12月29日の記念撮影の過程で、未成年者（瑞草高等学校の生徒）二人に「売春」という文字を見せたから、これが性的虐待に該当するという主張である。検察が裁判所に提出したビデオによると、被害者とされている二人の生徒は、金氏らが学校の正門までに来るのを待っていたかのようなふるまいをしていた、というのが金氏の弁護人の見解である。警察が二人の身元をどのように確認したのか、二人への警察の捜査調書がどのように作成されたのか、今の段階では、不可解な状態である。今後の裁判過程で二人の生徒を含めて、ソウル瑞草警察署関係者らへの証人申請が予定されており、もしも証人尋問ができるならば、その経緯への徹底的な究明が要求される。

◇終わりに：国是反日の国で国の転覆を画策した罪

韓国はその憲法の前文で「3・1運動によって建立された大韓民国臨時政府の法統を継承する」ことを宣言している。大韓民国という国は、その建国の歴史的経緯、つまり、

- 日韓併合は「桂・タフト協定」(1905年)によって国際的承認ないし黙認のもとで行われたもので、かつ大韓帝国の皇帝が、その地位の保護を前提に、日本側に併合条約の締結を申し込んでいたこと、
- その条約が締結当時国際的に承認された合法的条約であったこと、
- 韓国人の奴隸的状态を認め、韓国の独立を決議したカイロ宣言(1943年)が、実は朝鮮への影響力を取り戻そうとしていた中国国民党の中華民国(蒋介石)への工作によったもので、連合国側としては、それまでに韓国の独立というものは想定外であったこと、
- 大韓帝国皇室は、1910年の時点までではなく、1947年に日本国憲法が施行されるまで存続していたこと、

などなどの史実を無視し、その前史に当たる併合時代を「ダーク・エイジ」(Dark Age)として決めつける方法で、その建国の正当性および正統性を求めている。今日の韓国の国事に関するすべての理屈は、こういう歴史観の上で成り立っているとも言えよう。

こういった観点からみれば、併合時代を見直し、その時代が朝鮮ないし韓国社会に与えた肯定的影響を評価したり、日本を咎める論理が実は歴史的事実に基づいていないという点を明らかにしたりするすべての行為は、大韓民国の建国の正当性を損なう行為になるがゆえに、反動と見なされる。そのために、金氏は、ある意味では、日本側に寄り添って国の正統性を否定し、ましてや国の成り立ち自体を無力化する、無効化するといった、反動を行なったがゆえに、その適用罪名いかんとは関係なく、国事犯として投獄されて

いるのである。

日韓の健全なる関係構築のためには、日本が一方的に過去の歴史を反省し、韓国に謝罪をし続けることを止めるべきである。韓国人自らが韓国の建国とはいったい何であったかを徹底的に省み、その意味を理解し、その前史に当たる併合時代を成り立たせた原因とは何か、その時代を生きた祖先たちは、どういう考えであったかを究明し抜くべきである。

金氏は、自分への告訴状を出した李氏を法廷に証人として呼び出すという。この事件は韓国人の過去の歴史への反省の序幕として、後世に評価されるであろう。

注

- 1 今日の韓国においては、行政安全部。
- 2 あくまでも裁判所においての実務上の用語で、検察では「拘束前被疑者尋問」という呼び方をしている。
- 3 つまり、その審査があくまでも形式にとどまっていたことへの反省。
- 4 大日本帝国の通称。
- 5 現代のフェミニズムがマルクス・レーニン主義の延長線上にある、という事実留意しよう。
- 6 島根県竹島の韓国名。

資料・2026年2月1日の李在明大統領の2回目の投稿日本語訳

X<顔は人間なのに心は獣—人面獣心>

戦争犯罪の性奴隷被害者を娼婦呼ばわりとは、大韓国民なら、いや人間ならこんなことはできません。

無理やり戦場に連れていかれ、死の恐怖の中で毎日数十回も性的暴行を受け、ついには虐殺までされた彼女たちの苦しみに、人間の皮をかぶってどうしてそんなに残酷でいられるのですか？

その理不尽な戦争犯罪被害者たちに同情できないどころか、数年間全国を駆けずり回って娼婦と侮辱するその熱意と費用、時間はどこから出てきたのでしょうか？

表現の自由だなんて…

自由にも限界があります。私の自由と同じくらい他人の自由もあり、一緒に暮らす社会共同体には守るべき秩序と道徳、法律もあります。

私の権利には、他人の権利を尊重する義務も同じ重さでついています。

人間の世界には人間が生きなければなりません。人々が生きる世界のために、人を害する獣は人間に変えるか隔離しなければなりません。

一生懸命働く警察官に励ましと応援を送ります。

警察、「慰安婦侮辱」団体に「表現の自由、明らかに逸脱」